

「子どもの権利」って何？

子どもの権利とは、すべての子どもが幸せに暮らし、安全に成長するために守られるべき大切な権利のことです。子どもの人権を守り、子どもが幸せに暮らせるようにするための国際的な約束ごとである「子どもの権利条約」では、次の4つの権利を基本にしています。

生きる権利

命が守られ、安全に健康で暮らすことができる権利。



育つ権利

教育を受けたり、遊んだりして成長できる権利。



参加する権利

自分の意見を言ったり、決め事に参加できる権利。



守られる権利

虐待やいじめ、危険なことから守られる権利。



諫早市は、この条約を守り、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもが活躍できる、子育てに優しいまちづくりと取り組んでいます。

「こどもまんなか社会」って
なんだろう？？
詳しく調べてみよう!!!

第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画（こども版）

発行：長崎県諫早市 編集：諫早市こども福祉部こども政策課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1 電話番号：0957-22-1500

諫早市
ホームページ



諫早市
公式 LINE



諫早市
公式いさはや子育てネット



第3期

諫早市

子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度

（こども版）

「健やかな子どもを育む

『子育て・子育て応援のまち』いさはや」を目指して

— 令和7年3月 —

こどもまんなか
諫早市



諫早市子ども・子育て支援事業計画ってなに？

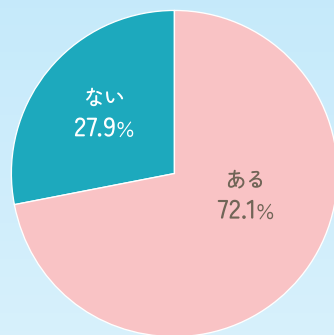
諫早市は、みなさんや、みなさんを支えてくれる
ご家族、地域の人たちをサポートするために、
「第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画」をつくりました。
この計画には、令和7(2025)年4月から令和12(2030)年
3月までの5年間で、諫早市が子ども・子育て支援の取り組みを
行うときに、大事にすることが書かれています。

基本目標

- ◇ 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり(子どもへの視点)
- ◇ 安心して産み育てることができるまちづくり(家庭(親)への視点)
- ◇ 地域社会で子育てを支えるまちづくり(社会の視点)

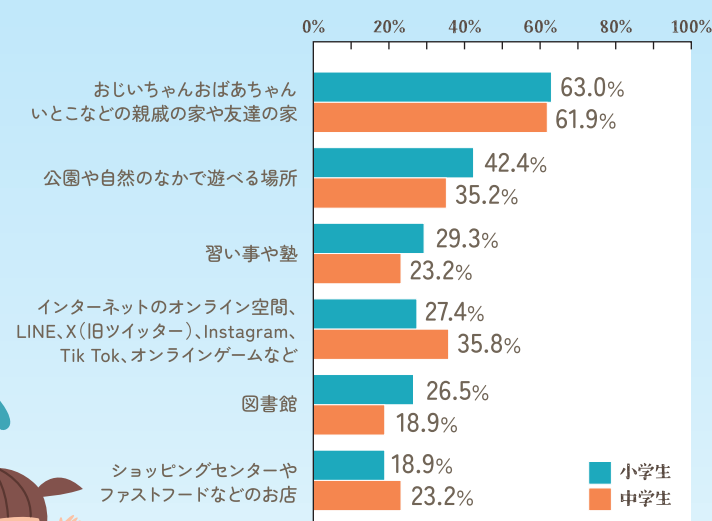
みなさんに「居場所」に関するアンケート調査をしました！

●自分の家や学校、部活動や
クラブ活動以外で「ここに居たい」と
感じる場所がありますか。



およそ4人のうち3人が
放課後に自宅や
部活動以外の居場所が
あることがわかりました

●そこはどのような場所ですか。



みなさん自身や年代によって
どこを居場所と思うか
違うことがわかりました

計画で諫早市が取り組むこと(基本施策)

① みなさんが元気に成長できる環境をつくります！

保育園や幼稚園を利用しやすくすることや、地域の
みんなで子育てを応援できるように、いろいろな取り
組みをしていきます。

② みなさんの成長に合わせてサポートします！

みなさんがお腹の中にいるときから大人になるまで、
いろんな人が協力して支える体制やみなさんが安心
できる居場所を作ります。

③ みなさんを支えてくれるご家族をサポートします！

みなさんのご家族が、みなさんを全力で支えてあげられる
よう、保育園や病院をみなさんが利用するときや、学校の給食
で支払うお金の負担を軽くしたり、いつでも相談できる
環境作りなどを行います。

④ みなさんを支えてくれる地域の人の活動を応援します！

みなさんやみなさんのご家族が安心して生活できるよう、
地域のみんなから見守られていると感じられる温かい社会を
目指しています。

⑤ みなさんやご家族に特別な支援が必要なおときはいつでもサポートします！

いろいろな理由で助けが必要な子どもやご家庭に対して、
みんなで手を差し伸べて支えていきます。

